

海南市高齢者の医療費の助成に関する条例

○海南市高齢者の医療費の助成に関する条例

平成17年4月1日

条例第99号

改正 平成18年3月22日条例第18号

平成20年3月24日条例第5号

平成20年3月24日条例第10号

平成25年6月28日条例第29号

平成27年7月2日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、高齢者に対し医療費の一部を助成することにより、高齢者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する満67歳の誕生日の属する月の前月を経過し、かつ、満70歳の誕生日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日を経過していない者で、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)による被保険者又は組合員及びこれらの者の被扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、当該各号に定める期間は、対象者としなない。ただし、第3号から第6号までに掲げる者に該当する場合において、規則で定める特別な事情により、対象者又はその者が属する世帯の生計を主に維持する者が医療費を負担することが困難であると市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく医療を受けることができる者 医療を受けることができる期間
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令等により医療費の全額を公費で負担されている者 医療費の全額を公費で負担されている期間
- (3) 市町村民税が課されている世帯に属する者 当該市町村民税が課されている期間
- (4) 対象者及びその者と同一の世帯に属する者(以下これらを「世帯員」という。)の前年の収入(1月1日から7月31日までの間に新たに対象者となった場合にあっては、前々年の収入)の合計額が、規則で定める額を超える者 当該収入のあった年の翌年の8月1日から1年間
- (5) 世帯員の有する資産が規則で定める基準を超える者 当該資産を有している期間
- (6) 同一の世帯に属する者以外の者から扶養を受けている者 当該扶養を受けている期間

(平20条例5・平25条例29・一部改正)

(助成金)

海南市高齢者の医療費の助成に関する条例

第3条 対象者の疾病又は負傷で、医療保険各法の規定による療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の給付(以下「医療に関する給付」という。)に係る費用について、医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。

(平25条例29・平27条例22・一部改正)

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、第2条に規定する対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用の額のうち、対象者が負担する費用の額から医療保険各法の規定に基づき、70歳の誕生日の属する月の翌月に到達した者が負担する金額に相当する額を控除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法による保険者の規約、定款等により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令により医療費の給付を受けたときは、助成金の額からその額を除くものとする。

3 第1項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

4 市長は、特別の理由により保険医療機関等に第1項の一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、当該一部負担金を減額し、又はその支払を免除することができる。

(平18条例18・平20条例5・平20条例10・平25条例29・一部改正)

(受給資格の登録)

第5条 助成金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して高齢者医療受給資格の登録を受けるものとする。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により登録の申請があった場合において、この条例による助成金を受けられる資格があると認め登録したときは、当該申請者に対し受給資格証を交付する。

(受給資格証の提示)

第7条 受給資格証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、診療を受ける際医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

(助成金の申請及び支給)

第8条 受給資格者は、この条例に基づき助成金を受けるときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、本人が死亡した場合は、その遺族が申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を支給する。

3 市長は、助成金として受給資格者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、

海南市高齢者の医療費の助成に関する条例

当該医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

(平25条例29・一部改正)

(変更の届出)

第9条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正行為によって、この条例による助成金を受けた者があるときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、支給事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を支給した場合において、支給を受けた者が第三者より損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の海南市高齢者の医療費の助成に関する条例(昭和46年海南市条例第30号)又は下津町老人医療費の支給に関する条例(昭和63年下津町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第18号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月28日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月2日条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(海南市高齢者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

海南市高齢者の医療費の助成に関する条例

- 4 第3条の規定による改正後の海南市高齢者の医療費の助成に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則

○海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則

平成17年4月1日

規則第79号

(趣旨)

第1条 この規則は、海南省老齡者の医療費の助成に関する条例(平成17年海南省条例第99号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1項に規定する住所を有する者とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき市が備える住民基本台帳に記録されているものをいう。

2 条例第2条第1項に規定する医療保険各法とは、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
(平20規則11・平24規則27・一部改正)

(特別な事情)

第3条 条例第2条第2項ただし書に規定する規則で定める特別な事情は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第1項に規定する対象者又はその者が属する世帯の生計を主に維持する者(以下「生計中心者」という。)が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 生計中心者が死亡したとき。
- (3) 生計中心者が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (4) 生計中心者の収入が、事業の休廃止、事業による著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (5) 生計中心者の収入が、干ばつ、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

(収入制限額)

第4条 条例第2条第2項第4号に規定する規則で定める額は、100万円(同号に規定する世帯員(以下「世帯員」という。))の数が2人以上である場合にあつては、100万円に世帯員のうち1人を除い

海南省老齡者の医療費の助成に関する条例施行規則

た世帯員1人につき40万円を加算した額)とする。

(資産の基準)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第1項に規定する対象者の金融資産が350万円を超えず、かつ、世帯員の金融資産の合計額が350万円に世帯員の数を乗じて得た額を超えないこと。
- (2) 世帯員が活用できる資産がないこと。

(平25規則36・一部改正)

(受給資格登録申請書)

第6条 条例第5条に規定する高齢者医療の受給資格登録申請書の様式は、様式第1号とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 対象者及び世帯員の前年分(1月から7月までの申請の場合は、前々年分)所得状況又は課税状況を明らかにすることができる市町村長が証明した書類
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であることを明らかにすることができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平25規則36・一部改正)

(受給資格証)

第7条 条例第6条に規定する受給資格証の様式は、様式第2号とする。

2 前項の受給資格証の有効期間は、毎年8月1日(年の途中で受給資格登録を受けたものにあつては、当該登録の日)から翌年7月31日までとし、毎年更新するものとする。

(助成金の支給停止)

第8条 条例第6条の規定により登録したものの、助成金の支給停止対象となるときは、医療費支給停止通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(平25規則36・追加)

(助成金の申請)

第9条 条例第8条第1項の規定による申請は、医療費支給申請(請求)書(様式第4号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 医療機関等の発行する領収書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平25規則36・旧第8条繰下・一部改正)

(届出事項等)

第10条 条例第9条に規定する規則で定める事項は次のとおりとし、同条の規定による届出は、医

海南市高齢者の医療費の助成に関する条例施行規則

療費受給資格証内容変更届(様式第5号)に受給資格証を添付して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 加入保険の内容

(平25規則36・旧第9条繰下・一部改正)

(受給資格証の再交付申請)

第11条 受給資格証を破損し、又は亡失したときは、医療費受給資格証再交付申請書(様式第6号)により市長に再交付を申請するものとする。

(平25規則36・旧第10条繰下・一部改正)

(受給資格喪失の届出等)

第12条 受給資格者が資格を喪失したときは、速やかに、医療費受給資格喪失届(様式第7号)を市長に提出するとともに、受給資格証を返還しなければならない。

(平20規則11・一部改正、平25規則36・旧第11条繰下・一部改正)

(添付書類の省略)

第13条 市長は、この規則に規定する添付書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(平25規則36・追加)

(関係簿冊)

第14条 この事務を適正に行うため、次の簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 老人医療受給資格証発行簿
- (2) 老人医療費支給明細書

(平25規則36・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の海南市高齢者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和46年海南市規則第25号)又は下津町老人医療費の支給に関する条例施行規則(昭和63年下津町規則第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月31日規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第18号)

海南市高齢者の医療費の助成に関する条例施行規則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成24年7月6日規則第27号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年8月28日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式第2号による老人医療費受給資格証は、この規則による改正後の様式第2号の様式によるものとみなす。

附 則(平成27年12月25日規則第41号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。